

令和元年度

業務概要

北海道立向陽学院

I 施設の概要

1 施設種別 児童自立支援施設

2 設置主体 北海道

3 設置目的

児童自立支援施設は児童福祉法第44条に規定する施設として、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的」として設置されている。

〔 児童自立支援施設は、その重要性・特殊性から、都道府県（指定都市）に設置義務が課せられている。 〕

4 沿革

年 月	事 柄
昭和25年 3月	道立女子教護院設置が決まる
昭和26年 4月	北海道立向陽学院設置規則（北海道規則第85号）公布（25日）
6月	札幌市南区南の沢1844番地に施設整備（敷地面積160,525.94㎡） 第1期工事において3寮舎（211.91㎡×3）、炊事棟（99.09㎡）完工
9月	開院式挙行（29日）
10月	3寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮） 児童定員45名で児童入院開始
昭和41年 9月	創立15周年記念式典挙行
昭和44年 9月	院章制定
昭和46年 9月	創立20周年記念式典挙行
昭和54年 6月	学院小鳥の村愛鳥活動により「北海道社会貢献賞」受賞
昭和58年 2月	北海道知事より「愛鳥モデル校」指定
昭和60年 5月	愛鳥活動により「環境庁自然保護局長賞」受賞
昭和62年 3月	札幌郡広島町字西の里1015番地に移転改築 （現：北広島市字西の里1015番地）に土地購入・実施計画完了
平成元年 6月	学院移転 4寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮・あじさい寮） 児童定員48名となる
平成元年 7月	開院式挙行
平成10年 2月	愛鳥活動に対し、北広島市教育委員会より「善行をたたえて」受賞
平成10年 4月	児童福祉法改正に伴い施設種別が「教護院」から「児童自立支援施設」 に変更
平成21年 4月	学院内に併設校として北広島市立西の里中学校陽香分校及び北広島市 立西の里小学校陽香分教室が設置される
平成23年 4月	併設校の北広島市立西の里小学校陽香分教室が同校陽香分校となる
令和2年 3月	庁舎大規模改修工事竣工

5 入所定員 48名 (女子のみ)

6 敷地・施設・設備の状況

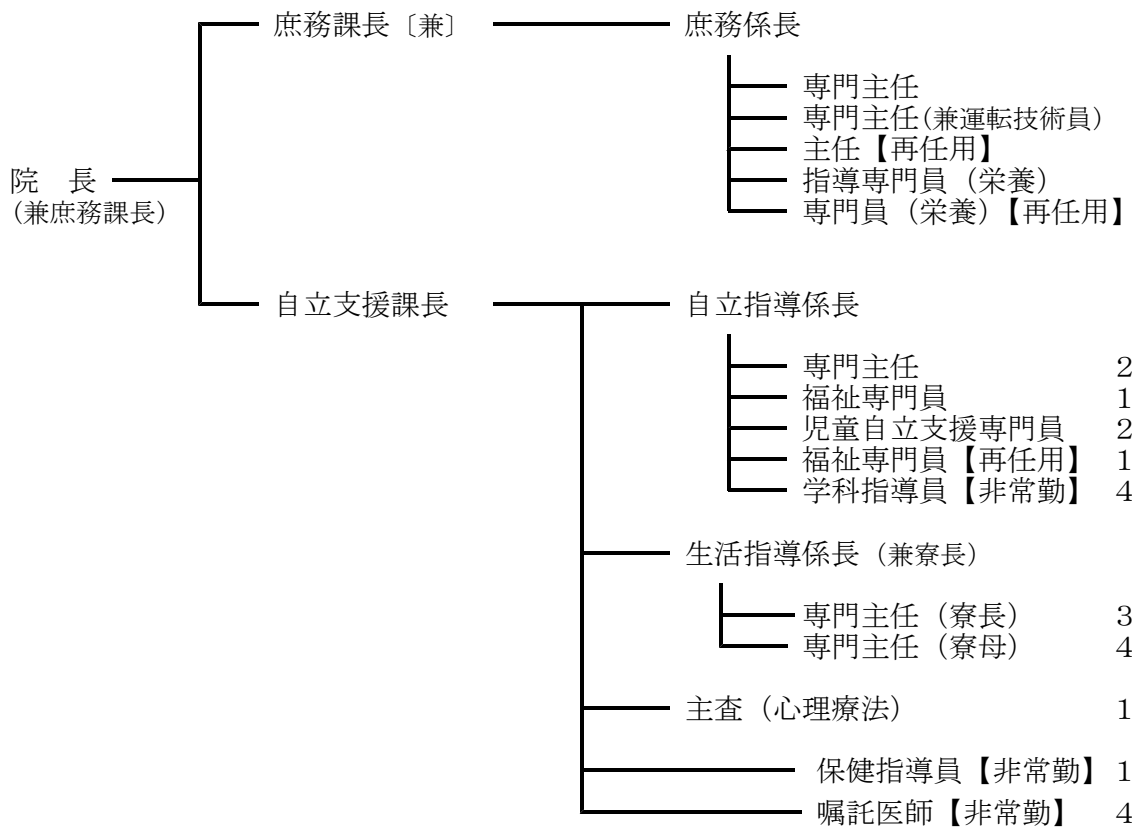
(1) 敷地面積 101,970.00 m²

陸上グラウンド	1面 (1周250m)
テニスコート	1面
農地	1,350 m ²
果樹園	360 m ²

(2) 規模及び構造

本館	1,377.00 m ²	鉄筋コンクリート
屋内体育館	621.01 m ²	〃
すずらん寮	299.86 m ²	〃
はまなす寮	299.86 m ²	〃
しらかば寮	299.86 m ²	〃
あじさい寮	299.86 m ²	〃

7 職員構成・組織図 (平成31年4月1日現在)



常勤職員	22名	非常勤職員	9名	合計	31名
------	-----	-------	----	----	-----

Ⅱ 支援の概要

1 入所児童の状況

平成30年度は、年度当初に12名が在籍。年度内の入所者は12名、退所者は10名だった。入所者数が最も多くなった3月には16名となった。

平成30年度は児童養護施設等への措置変更と、施設不適應の傾向が強くなったため関係機関と協議し、退所につながる児童が目立った。

被虐待児、発達障害を有する児童は年度によってばらつきはあるものの、一定数を占めており、生活支援、学習支援等で個別対応を必要とするケースも多く、進路についても配慮が必要な児童がいることを示している。

表1は、平成30年度当初の在籍者12名の内訳である。小学生2名（小4：1名、小6：1名）中学生8名（中1：3名、中2：2名、中3：3名）、中卒生2名（卒1：2名）であった。

表1：平成30年度当初の在籍状況（H30.4.1）

区 分	小学生				中学生			中卒生					計		
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2		高3	
在籍児童数	0	1	0	1	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	12

表2は、平成30年度中の入退所者の内訳である。入所者は小学生2名（小5：2名）、中学生8名（中1：5名、中2：2名、中3：1名）、中卒生2名。退所者10名の内訳は、小学生1名、中学生7名（中1：2名、中2：1名、中3：4名）、中卒生2名だった。

表2：平成30年度中の入退所の状況

区 分	小学生				中学生			中卒生					計		
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2		高3	
入所児童数	0	0	2	0	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0	12
退所児童数	0	0	1	0	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	10

表3は、平成30年度内で最も在籍者数が多くなった3月1日時点での在籍者数16名の内訳である。小学生3名（小4・5・6：各1名）、中学生12名（中1：6名、中2：3名、中3：3名）、中卒生1名（卒1：1名）であった。入所年齢は10歳から16歳までと幅広く、小学生の入所は常態化している。

表3：平成30年度中で最も在籍者数の多いときの状況（H31.3.1）

区 分	小学生				中学生			中卒生					計		
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2		高3	
在籍児童数	0	1	1	1	6	3	3	1	0	0	0	0	0	0	16

表4-1は、過去5年間の入所児童数の推移である。入所児童は11名から17名で、在籍者数は20名を下回る状況がある。入所時の平均年齢は13歳前後、退所時の平均年齢は15歳以下になっている。入所児の学年や年齢の関係もあるが、年度によっては退所児童数が入所児童数を上回る状況も見られている。

表4-1：過去5年間の入所児童の推移

年度	入所児童数	退所児童数	退 所 先			初日在籍 平均人数	入 所 時 平均年齢	退 所 時 平均年齢
			家庭	施設	その他			
26	17	19	3	15	1	25, 2	13, 2	15, 0
27	15	20	8	12	0	25, 3	12, 6	14, 9
28	17	10	2	7	1	21, 2	13, 1	14, 3
29	11	22	8	11	3	22, 8	13, 1	14, 7
30	12	10	2	4	4	11, 2	13, 0	14, 3

表4-2は過去5年間の進学状況である。中学3年生と卒生が合算されているが、進学を希望する児童はほぼ全員が進学している。措置変更を前提に進学している児童がいることから進路指導の際には児童相談所との連携が重要になっている。なお、当院では中学3年生の2学期以降に入所した生徒については、卒生となって過年度受験を目指す場合が多い。

表4-2：過去5年間の進学状況

年度	普通高校進学	高等養護学校進学	退所先	
			家庭	施設
26	4	1	1	4
27	10	5	6	9
28	3	0	1	2
29	1	2	0	3
30	2	0	1	1

表4-3は、被虐待児の受け入れ状況の推移である。年度により差異はあるが常に在籍している状況である。入所時に虐待が確認されたケースの他に、施設生活の中で児童から開示される場合もある。また、虐待の種類についても同様で入所後に被害体験を話す児童もいる。また、悪夢や不眠、自傷行為、フラッシュバック等の症状を呈する児童もいる。

表4-3：被虐待児受け入れの状況（各年度中に入所児童）

年度	被虐待入所 児童数	虐待加算 対象児童数	虐待の種類			
			身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
26	11	3	5	3	1	4
27	9	4	5	5	0	7
28	13	7	8	3	1	7
29	7	6	5	6	2	3
30	7	5	4	6	0	3

表4-4は、過去5年間の発達障害を有する児童の状況である。入所時にすでに医学診断を受けている児童のほか、当院の児童精神科嘱託医による面接などをおして発達障害が指摘され、通院に結びつく児童もいる。精神科に通院しカウンセリングを受けたり投薬されている児童の割合は入所児童数と比しても多くなっている。

表4-4:発達障害を有する児童受け入れの状況(各年度中の入所児童)

年度	自閉症スペクトラム障害	広汎性発達障害	注意欠陥・多動性障害	知的障害	その他	通院児童数
26	1	5	2	4	0	5
27	0	5	0	2	2	4
28	1	3	3	3	7	7
29	2	4	4	2	4	7
30	5	7	2	0	3	5

<概況>

他の施設では対応が難しい児童の受け皿としての役割を担うことが増加（平成26年度5名、27年度5名、28年度5名、29年度3名、30年度2名）し、そして、虐待を受けた児童や発達障害を有する児童が増加する中、集団生活に適応が難しい場合があり、個別ケア、心理ケアを必要とする児童が増加している。在籍人数は定員に比べ少数だが、生活や学習、活動支援で個別的な配慮を要する児童が増えてきている現状がある。

2 支援指針

概要

(1) 生活支援

集団生活を基盤にし、異年齢の児童が互いに尊重しあう生活を送ることで、他者交流のルールとマナーを学べるようにする。また、生活の中で年齢や発達に見合った役割を行うことで、個々の課題に沿う基本的な生活習慣を身につけることを目指す。

(2) 学習支援

基礎学力の修得のため、分校と連携し、落ち着いて学習に取り組める環境を作り、積極的に授業・学習に取り組めるよう働きかける。また、学習習慣を身につけるため、自主的に学習を進めることのできる時間、教材等の準備を進める。

(3) 作業支援

環境整備活動を通して、自らの生活する環境の安全と安心について学べるようにする。また、農作業をとおして、作物を育てる喜びや大変さを実感し、収穫の達成感を体験するとともに、食の安全について考えられるようにする。

(4) 卒生への支援

以上のほか、中学校課程修了後も引き続き支援を要する児童に対して、中卒生のカリキュラムを編成している。内容は、児童等の希望を基に進学と就職希望に分けて、その目的に合わせた授業を行っている。

3 令和元年度の重点目標

(1) 子どもの権利擁護をはかるために

入所児童が、常に安全かつ安心して生活できる環境を確保するため、「児童自立支援施設運営指針」を基本に据えて支援を行う。また、虐待や性被害の体験をした児童、発達障害を有する児童など個別的な配慮の必要な児童が増加していることから、トラウマインフォームドケアの研修を行い、児童に対するより専門的な支援に繋げていく。生活の中で個別対応する際には同性職員を中心とした複数対応とする。さらに、児童に対しては入所時に自らの課題について職員と共有し、その課題に取り組み具体的に見える形に

していくため、ホワイトボード等を活用した「見える化」を行っていく。「被措置児童虐待」の防止や「苦情解決システム」及び「懲戒に係る権限の乱用禁止」については入所時に説明し、理解を促す。

(2) 児童支援の充実

(1)で触れた児童に個別対応を必要とするための支援に加え、平成24年度から児童福祉施設の整備及び運営に関する基準により心理療法担当職員を配置し、児童精神科嘱託医を1名増員し2名で対応している。心理療法担当職員による個別療法や生活場面面接、児童精神科医を含めた学院職員及び分校教員参加のケースカンファレンス等を行うことで、児童支援の充実をはかっている。

(3) 中卒生に対する支援の充実

学院では中学校課程を卒業後、当学院に在籍する児童、もしくは中学校卒業後に入所した児童を中卒生と呼んで支援している。

中卒生のうち次年度の高校受験を目指す児童については、理解度に応じた授業を行い、入学選考試験に備えている。さらに、高等養護・支援学校への受験をする児童については、一般常識を身につける授業と合わせ、入学試験に必要とされる学力・技能修得の授業を行っている。

就職を目指す児童については、日本漢字能力検定や珠算電卓実務検定、ビジネス文書実務検定の授業を行い、就職に活用できる資格取得を目指す。また、児童が労働を体験するために、関係機関・協力機関との連携の下に職場実習を実施することなどにより、自立の促進をはかる。

(4) 退所後支援の充実

当学院を退所する児童やその保護者に対しては、関係機関からの求めに応じて地域で開催される要保護児童地域対策協議会（児童福祉法第26条）へ参加をし、スムーズな地域移行をはかる。なお、退所後支援（児童福祉法第44条）は当院の「退所児童事後支援実施要領」で定め対応している。

(5) 関係機関との連携強化

入所児童の入所期間は、1年から1年半が最も多く、次いで6ヶ月から1年である。この間の児童の成長を保護者を始め児童相談所等関係機関、関係者に確認してもらうことは、児童の入所中の支援、退所後の支援のために重要であると考えられることから、当学院及び分校の各種行事等の案内や当院における評価票、学院通信、作文等の送付に努める。

他にも児童相談所職員・児童施設職員・民生委員児童委員・家庭児童相談員・学校職員等の研修の受け入れを行う。

(6) 広報活動及び地域との連携強化

関係機関に対して事業概要、学院通信、作文集等を送付することなどにより、当学院の活動内容を広く紹介する。また、町内活動への参加や、各種行事に招待するなどして、地域や関係機関の一層の理解と協力を得られるよう努める。

(7) 学校教育との連携

平成21年度から当学院に学校教育が導入されている。個々の児童の学力や特性に合わせた授業を行い、施設職員も必要に応じてチーム・ティーチングに参加するなどして授業環境の整備に協力している。特別支援学級は小・中に設置されており、知的障害や情緒障

害の児童の状況に合わせた学習を行っている。こうした取り組みにより、児童の基礎学力の向上が進み、普通高校や高等養護・支援学校への進学（表4-2参照）がすすんでいる。児童の教育的効果を高めるには、共通の児童理解が必要なため、入所前に行われるカンファレンスと入所時のインテークには学校教員が参加。入所後もカンファレンスや児童精神科嘱託医の面接、児童相談所等の関係者も含めた進路についての話し合いにも、学校教員が参加している。また、教育活動の一環として行われる行事等には、施設職員も積極的に参加している。さらに、体育大会や学院祭は施設と学校の共催で行い、それぞれが役割分担をするなどして協力のもと行っている。

(8) 職員の資質向上

計画的な職員研修を実施することにより、職員の資質の向上をはかる。

ア 平成30年度の研修実績

○学院で企画した研修

- ・1年間をとおして、大阪大学大学院人間科学研究科野坂祐子准教授、愛育研究所山本恒夫客員研究員を講師に「トラウマインフォームド・ケア」について研修を行った。

8月「トラウマインフォームド・ケアを学ぶ」

9月「子どもの性暴力被害を含むダメージと問題症状への対応」

10月「非行関係の子どもの問題行動の理解と対応」

11月「ケース会議：KRの事例をとおして」

平成31年

1月「トラウマインフォームド・ケアを学ぶ」

「トラウマ体験後の回復・成長」

2月「施設内の女子同士の性的接触について」

「女兒の性的問題行動とセクシャリティの理解」

- ・子どもの権利擁護に係る派遣研修（8月、3回、4施設）

○他の団体で企画した研修への参加

- ・北海道職員新採用職員I研修（4月・5月・10月）
- ・平成30年度文書管理総合文書管理システム操作研修会（5月）
- ・平成30年度全国児童自立支援施設新任職員研修（5月・6月）
- ・平成30年度保健福祉部独自研修（7月・8月）
- ・平成30年度市町村児童相談担当者研修（8月）
- ・CSP幼児版初級者指導者養成講座（9月）
- ・平成30年度東北・北海道児童自立支援施設協議会専門部会（10月）
- ・全国児童自立支援施設職員研修会（10月）

イ 令和元年度研修計画

○学院で企画した研修

- ・1年間をとおして、大阪大学大学院人間科学研究科野坂祐子准教授、愛育研究所山本恒夫客員研究員を講師に「トラウマインフォームド・ケア」について研修を行う。

4・5月「コンサルテーション（寮職員・施設職員）」

8月「コンサルテーションと事例検討」

12月「発達特性と愛着、トラウマインフォームド・ケア」

- ・中堅寮職員派遣研修（5月）

○他の団体で企画した研修への参加

- ・北海道職員新任職員研修（4月）

- ・北海道職員若手リーダー養成（採用3年目職員）研修（6月）
- ・令和元年度全国児童自立支援施設新任職員研修（6月）
- ・令和元年度全国児童自立支援施設長会議及び令和元年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（6月）
- ・令和元年度全国児童自立支援施設職員研修（9月）
- ・令和元年度児童自立支援施設と少年院等の交流研修（11月）
- ・令和元年度東北・北海道児童自立支援施設協議会専門部会（11月）
- ・令和元年度東北・北海道地区児童自立支援施設協議会職員研修（12月）

（9）その他

関係機関への協力として、養成校からの依頼により実習生を受け入れている。

保育士実習（平成30年度実績）

- ・星槎道都大学 1名（7月）
- ・藤女子大学 1名（11月）
- ・札幌大谷大学 4名（31年2月）

北海道立向陽学院 業 務 概 要

編集・発行 北 海 道 立 向 陽 学 院

〒061-1102 北海道北広島市西の里1015番地

電話番号 011-375-3737

FAX 011-375-3770

発行 令和 2年 3月